

# 笠岡市立真鍋中学校 校内ルールについて

平成31年4月1日

## 内容

### ①児童生徒の電話番号やメールアドレス等の取扱い

- ・生徒本人の携帯電話等の電話番号やメールアドレスは、聞かない。
- ・教職員の携帯電話等の電話番号やメールアドレスは生徒に伝えない。
- ・やむを得ず生徒本人の携帯電話等に連絡する場合は、管理職の許可を得る。

### ②担任・部活動顧問から児童生徒への連絡の方法

- ・原則、家庭の固定電話へ連絡する。
- ・緊急時、固定電話で連絡が取れない場合は、保護者の携帯電話へ連絡する。
- ・生徒本人の携帯電話には直接連絡しない。

### ③児童生徒への個別面談や個別の学習指導の際の対応の在り方

- ・明るく、開放的な教室環境をつくる。

### ④児童生徒の個人情報に係る書類や電子データの取扱いや USB 等によりやむを得ずに校外に持ち出す際の手続き

- ・学校内での取り扱いを原則とする。
- ・やむを得ず校外に持ち出す場合は、管理職の許可を得る。
- ・管理職の許可を得た場合は、持ち出し原簿に記入し、管理職が確認する。
- ・校外での利用が終わったら、管理職に連絡する。

### ⑤児童生徒からの集金など現金の取扱いやその管理の方法

- ・朝の会で集金する。
- ・集金後は金融機関で管理し、必要に応じて運用する。

### ⑥その他、学校の現状や不祥事防止の観点から必要と考えられること

- ・風通しのよい職場環境づくりに心がける。
- ・コンプライアンスの校内研修を毎月1回実施する。